

令和2年12月24日

各指定障害福祉サービス事業者 様

水戸市福祉部障害福祉課

定員規模別単価の適正な取扱いについて（お知らせ）

日頃より、本市行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、定員規模別単価の算定誤りによって、事業所に改善を求める事例が散見されています。

つきましては、下記を参照いただき、貴社で所管されている事業所の運営につきまして御確認くださいますようお願いいたします。

記

1 定員規模別単価の取扱いの考え方

利用定員の規模により報酬単価の区分が設けられているサービスにおいて、報酬単価の区分を決定する定員数については、以下の考えにより決定します。

- (1) 共生型の特例による指定を受けたサービスを行う場合には、元の指定サービス及び共生型サービスの利用定員の合計数により報酬を算定します。
- (2) 多機能型事業所や複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設又は複数の単位でサービスを提供している事業所は、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数により報酬を算定します。（ただし、多機能型事業所において以下の取扱いにより、従業員の員数の特例によらない人員の配置を行っている場合は例外となります）

【障害者総合支援法】報酬留意事項通知 第二 (6)定員規模別単価の取扱いについて

③ 多機能型事業所等のうち指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。）の事業を行うものであって、同項に規定する従業員の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所について多機能型指定児童発達支援事業所等に係る利用定員と当該多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。

⇒ 障害福祉サービスと障害児通所支援を行う多機能型事業所について、利用定員が20人未満の場合で各障害福祉サービス事業に置くべき常勤の従業員の員数を満たす場合は、障害福祉サービスは障害福祉サービスの合計利用定員、障害児通所支援は障害児通所支援の合計利用定員を定員規模とします。

【児童福祉法】報酬留意事項通知 第二 (4) 定員規模別単価の取扱いについて

③ 多機能型事業所のうち指定通所基準第 80 条に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。

⇒ 障害児通所支援の多機能型事業所について、管理者以外の従業者（児童発達管理責任者を含む）を別々に配置した場合は、利用定員の合計数ではなく、各障害児通所支援の利用定員を報酬算定上の定員規模とします。

2 多機能型事業所の定員規模別単価の算定の例

正しい算定

	生活介護	放課後等デイサービス
定員	20 人	10 人
サビ管・児発管の配置	兼務	
報酬区分	21 人以上 40 人以下の場合	21 人以上

誤った算定

	生活介護	放課後等デイサービス
定員	20 人	10 人
サビ管・児発管の配置	兼務	
報酬区分	20 人以下	10 人以下

〒310-8610 水戸市中央 1-4-1

水戸市福祉部障害福祉課認定係

TEL 029-350-8084

FAX 029-221-4447